

技術提案書の提出者を選考するための基準

【北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務】

| 評価項目 | | 評価の着目点 | | | | 配点 (評価のウエート) | | | | |
|-------------|----------------------------|---|--|--------------------|----------------------|------------------|---------------|----------------------|------------------------|--------------|
| | | 判断基準 | | | | 小計 | | | | |
| (1) | 提出者の技術力 | 平成19年4月以降の業務の実績 (過去10年間の実績のうち1件を評価対象とする。) | 業務の実績について次の順で評価する。 町等から受注した設計の実績を1件、次の順で評価する。 ① 設計対象面積 2,000㎡以上 ② 設計対象面積 1,000㎡以上2,000㎡未満 ③ 設計対象面積 1,000㎡未満 (町等とは、国、都道府県、市町村とする。) | | | 5 | 5 (16.7%) | | | |
| (2) | 技術者の資格 | 専門分野の技術者資格 | 各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 | 主任担当技術者 | 総合 構造 電気 機械 | 2 1 1 1 | 5 (16.7%) | | | |
| (3) | 技術者の技術力 | ア 平成19年4月以降の業務の実績 (過去10年間の実績のうち1件を評価対象とする。) | 業務の実績について次の順で評価する。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場 同種業務とは、延べ面積1,500㎡以上の建築物(※1)で新築、改築又は増築工事を対象とした設計業務 類似業務とは、延べ面積1,500㎡以上の建築物(※2)で新築、改築又は増築工事を対象とした設計業務 | 管理技術者 | 総合 構造 電気 機械 | 4 3 1 1 | 10 (33.3%) | | | |
| | | | | イ 継続教育 (CPD) | CPD認定時間を評価する。 | 管理技術者 | | 総合 構造 電気 機械 | 1 0.5 0.5 0.5 | 3 (10.0%) |
| | | | | | | 主任担当技術者 | | 総合 | 0.5 | |
| ウ 過去の受賞歴 | 主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を評価する。 | 管理技術者 主任担当技術者 | 総合 | 7 | 7 (23.3%) | | | | | |
| 合計点 | | | | | | 30 (100.0%) | | | | |

※1 国土交通省告示第15号別添二の建築物の内12の第1類及び第2類に分類される建築物

※2 国土交通省告示第15号別添二の建築物の内4の第1類及び第2類に分類される建築物